

	契約係用
○	業者渡し用

令和 8 年度

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 238名 称 信号機（発寒南・西 2 8 丁目）保守業務

特定随契の場合

その業者名 _____

要求課 運輸課

(外線232-1776)

担当者 田名辺 祥子 (内線5721)

仕 様 書

信号機(発寒南・西 28 丁目)保守業務

本仕様書は、札幌市交通局高速電車部で維持管理する下記施設の保守、点検、整備等の業務委託に適用する。

1 業務委託場所

- (1) 発寒南駅前広場
札幌市西区西町北 8 丁目
- (2) 西 28 丁目バスターミナル
札幌市中央区北 4 条西 28 丁目

2 委託履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 委託設備

- (1) 発寒南駅前広場
小糸工業製信号機 (型式 912BLT 地点感応式制御器)
- (2) 西 28 丁目バスターミナル
信号機 京三製作所製 (管理番号 56-1 号)

4 業務の実施

業務の実施については、別紙特記仕様書により実施するものとする。

5 業務完了の報告

定期点検及び補修整備完了後、所定の様式(「業務完了届」及び「交通信号機点検報告書」(別添参照))を委託者あてに速やかに提出し、委託者の検収を受けること。

6 信号現示の変更

信号現示の変更、点滅又は減灯等の必要が生じた場合は、事前に委託者及び警察署に承認を得ること。

7 作業条件

- (1) 月次点検の作業時間は、原則として平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分までとし施設の営業に支障のないように行うこと。
ただし、営業に支障のある場合は、深夜作業とする。
- (2) 随時点検の作業で施設の営業に支障のある場合は、営業終了後から翌日の営業開始までの間で行うこと。

8 必要器具類

作業に必要な工具、器具類等は、全て受託者が負担すること。

9 法規の遵守

当該業務の遂行に際しては、電気事業法、建築基準法、消防法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守すること。

10 連絡先の明確化

連絡先は常に明確にして、特に年末年始における連絡先はあらかじめ委託者に通知して置くこと。

11 安全の確保

受託者は、業務の遂行にあたり、委託者の職員、従業員、又は第三者に対する事故防止に留意するとともに、当該業務に係わる事故等に対しては、一切の責任を負うこと。

なお、受託者の作業員に対する作業中の事故等についても同様とする。

また、事故が発生した場合にはすみやかに委託者に通報するとともに、遅滞なく文書により報告すること。

12 損害の賠償

受託者は、故意あるいは過失により、委託者の維持管理する施設器物等に損害を与えた場合は、受託者の負担にて速やかに復旧させるとともに、書面にて報告のうえ委託者の定めた賠償額を支払わなければならない。

13 その他

(1) 仕様書について不明な点は、契約前に文書により確認のうえ、遺漏のないように注意すること。

(2) この仕様書に定めない事項または、疑義を生じた場合は、委託者と協議すること。

(3) 業務の遂行において、保守要員の健康に留意し必要に応じて人員を配慮すること。

(4) 非常時の場合における緊急作業については、関係職員と協力し作業にあたること。

(5) 点検報告書（点検終了後7日以内に提出すること。）

13 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取組みについて理解させること。

受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

14 支払方法

年5回（4月、7月、10月、1月、及び本契約の終了後）の均等払いとし、1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

(特記1)

特 記 仕 様 書

信号機(発寒南駅前広場)保守業務

1 業務の内容

- (1) 制御機・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 基
- (2) 車両感知器・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 基
- (3) 車両灯器・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 灯 (LED)
- (4) 歩行者用信号灯・・・・・・・・・・・・ 6 灯 (LED)
- (5) 信号柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 本
- (6) 架線ケーブル・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
- (7) その他付属品・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
- (9) 信号機雪落し・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

2 業務の範囲

(1) 定期点検整備

ア (1)~(7)の点検項目については、動作確認、外観検査、清掃等及び障害発生防止のための技術的な点検を行うこと。

また、信号機が損傷、障害その他の理由により、その効果がそこなわれないようにするため、常にその状況を把握し、整備を行うこと。

イ 車両用灯器及び歩行者用灯器の電球については、年1回新品のものと取替えること。なお、交換時期については7月の点検時とする。

ウ 点検は、年4回(4月、7月、10月、1月)信号機の保守に関する専門的知識を有する者が実施すること。この時、軽易な故障修理は含むものとする。

(2) 随時点検整備

ア 信号機の機能及び美観を適正に維持するため、必要に応じ清掃等を行うこと。

イ 信号機の障害等を認知した場合または、委託者から連絡がある場合には速やかに補修措置を講ずるとともに、二次的災害を未然に防止するため、設置場所を管轄する警察署(以下「警察署」という。)にその状況を連絡すること。

(3) 信号機灯具雪落し(12月中から翌年3月中まで)

ア 信号機上に堆積した雪、氷等を排除する。

イ 定期的に巡回すること。

3 別添書類

- (1) 交通信号機点検報告書
- (2) 図 面

(特記2)

特 記 仕 様 書

信号機(西 28 丁目バスターミナル)保守業務

1 業務の内容

バスの円滑な発車を行うため設けられている本装置を、常にその機能を維持するために次の定期的点検、調整の業務を行う。

(1) 交通信号制御機

灯器出力中継装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1基

(2) 車両感知器制御器

レーダー式車両感知器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1基

(3) 車両感知器

レーダー式車両感知器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2個

(4) 車両用灯器

垂直3位信号灯(片面)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1灯

(5) 車両用灯器

垂直3位信号灯(両面)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2灯

(6) 歩行者用灯器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2灯

250m/mシルエット型信号灯 PVA・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2灯

(7) 光学式感知器

光学式二輪車感知器 OBD-1D-1A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2個

(8) 信号柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3本

(9) 架線ケーブル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式

(10) その他付属品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式

(11) 信号電球(TS-70R)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15個

(12) 信号電球(TSP-60)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4個

(13) 信号機雪落し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式

2 業務の範囲

(1) 定期点検整備

ア (1)~(10)の点検項目については、動作確認、外観検査、清掃等及び障害発生防止のための技術的な点検を行うこと。

また、信号機が損傷、障害その他の理由により、その効果がそこなわれないようにするため、常にその状況を把握し、整備を行うこと。

イ 車両用灯器及び歩行者用灯器の電球について、年1回新品のものと取替えること。
なお、交換時期については7月の点検時とする。

ウ 点検は、年4回(4月、7月、10月、1月)信号機の保守に関する専門的知識を有する者が実施すること。この時、軽易な故障修理は含むものとする。

(2) 随時点検整備

ア 信号機の機能及び美観を適正に維持するため、必要に応じ清掃等を行うこと。

イ 信号機の障害等を認知した場合または、委託者から連絡がある場合には速やかに補修措置を講ずるとともに、二次的災害を未然に防止するため、設置場所を管轄する警察署（以下「警察署」という。）にその状況を連絡すること。

(3) 信号機灯具雪落とし（12月中から翌年3月中まで）

ア 信号機上に堆積した雪、氷等を排除する。

イ 定期的に巡回すること。

3 別添書類

(1) 点検結果報告書

(2) 図面

課長	係長	係

0000年00月00日

交通信号機定期点検報告書

札幌市交通事業管理者
交通局長 ○○ ○○ 様

事業者名※

代表者名※

業 務 名 信号機(発寒南・西28丁目)保守業務
履行期間 0000年4月1日 ～ 0000年3月31日

下記のとおり作業を実施しましたので報告いたします。

記

実施場所	実施日	作業実施内容	作業時間	その他
		別紙点検報告書のとおり		
		別紙点検報告書のとおり		
その他				

※ 押印の他署名も可とする。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

交通信号機点検報告書

事業者名※

責任者名※

1 発寒南バス発着場

設置場所			署 別		
制御器メーカー			点検実施日		
動作試験	点検項目	点検内容	良	否	備 考
	電源電圧	入出力電圧 (AC)			
	2次側電源電圧	ユニット内の主要電圧 (DC)			
	青－青表示検出	表示検出機能の動作確認			
	手動動作	歩進に不動がないこと			
	閃光動作	直ちに閃光動作に入ること			
	異常長検出	検出機能の動作確認			
	押釦函・感応	感知機能の動作確認			
	車両感応	感知機能、延長機能の動作確認			
	接地抵抗	D種接地抵抗以下であること			
制御機点検	筐体の取付損傷、清掃等の点検				
外観試験	感知器点検	筐体の取付損傷、アーム、ヘッドの点検			
	信号灯点検	取付角度、ゆるみ、腐食、レンズの点検			
	信号柱点検	柱の傾斜、亀裂等の点検			
	架線器具点検	緩み、地上高、バンド等の点検			
	その他機材点検	押釦函、立上りパイプ、BOX等の点検			
特記事項					

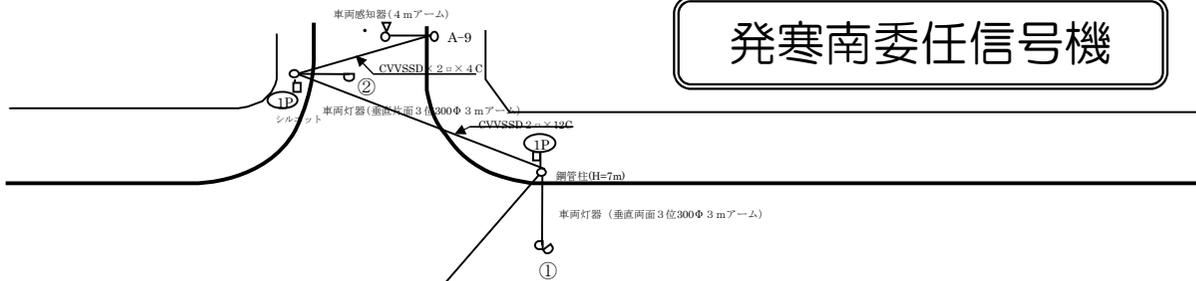
1 西 28 丁目バスターミナル

設置場所			署 別		
制御器メーカー			点検実施日		
動作試験	点検項目	点検内容	良	否	備 考
	電源電圧	入出力電圧 (AC)			
	2次側電源電圧	ユニット内の主要電圧 (DC)			
	青－青表示検出	表示検出機能の動作確認			
	手動動作	歩進に不動がないこと			
	閃光動作	直ちに閃光動作に入ること			
	異常長検出	検出機能の動作確認			
	押釦函・感応	感知機能の動作確認			
	車両感応	感知機能、延長機能の動作確認			
	接地抵抗	D種接地抵抗以下であること			
制御機点検	筐体の取付損傷、清掃等の点検				
外観試験	感知器点検	筐体の取付損傷、アーム、ヘッドの点検			
	信号灯点検	取付角度、ゆるみ、腐食、レンズの点検			
	信号柱点検	柱の傾斜、亀裂等の点検			
	架線器具点検	緩み、地上高、バンド等の点検			
	その他機材点検	押釦函、立上りパイプ、BOX等の点検			
特記事項					

※ 押印の他署名も可とする。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

発寒南委任信号機



現示階梯図

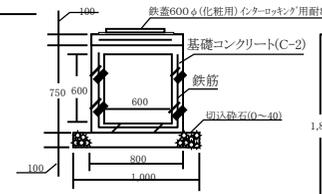
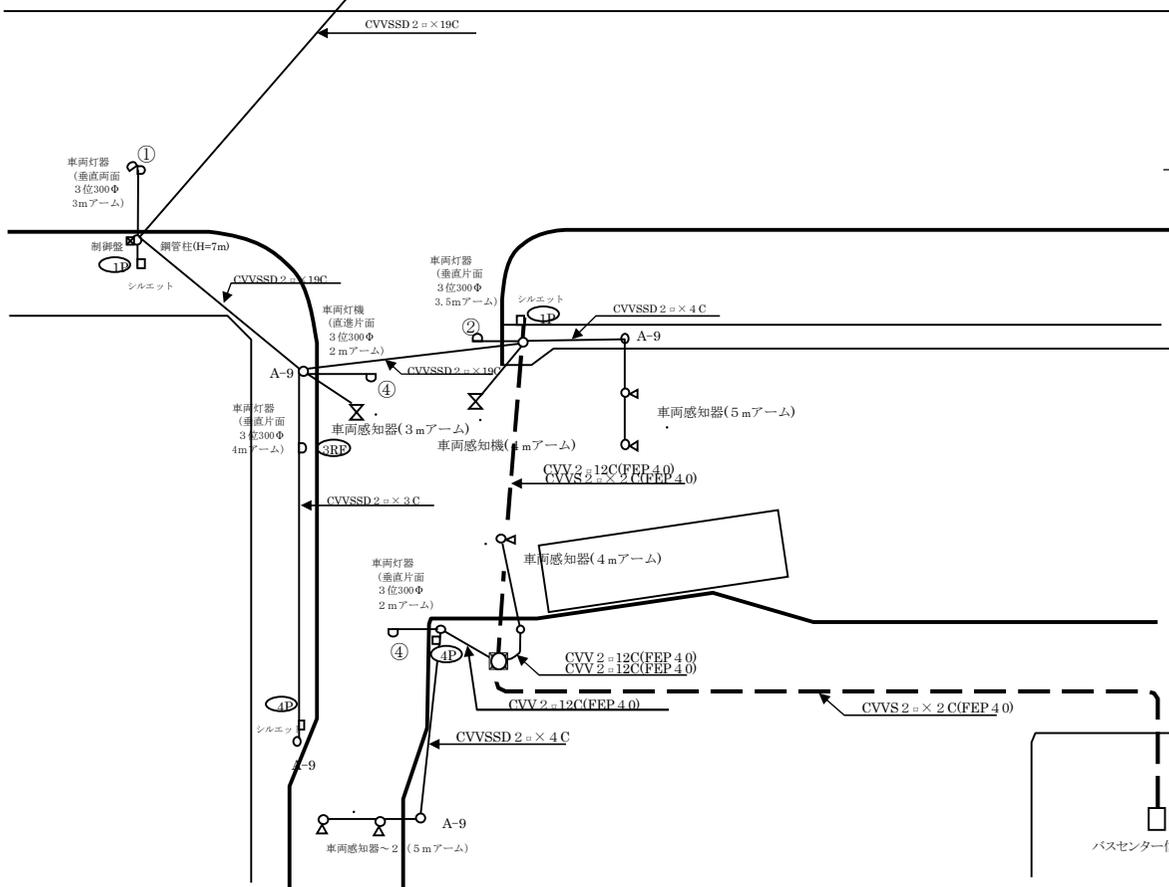
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1P									1							
1																
2																
3																
4P																
4																
2																

AB連動1点同期子機
2. ステップはオフセット用ステップ

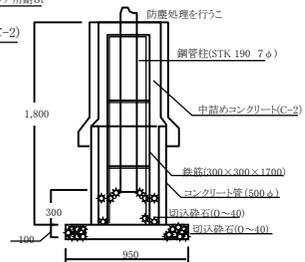
・感知制表示3灯器の表示切替

感知有表示 感知有表示

※1 車両灯器3RFの信号を無電圧接点でバスセンター信号制御盤へ返送する事。



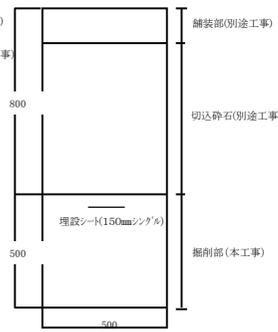
ハンドホール姿図 1/40



鋼管柱基礎姿図 1/40



歩道部

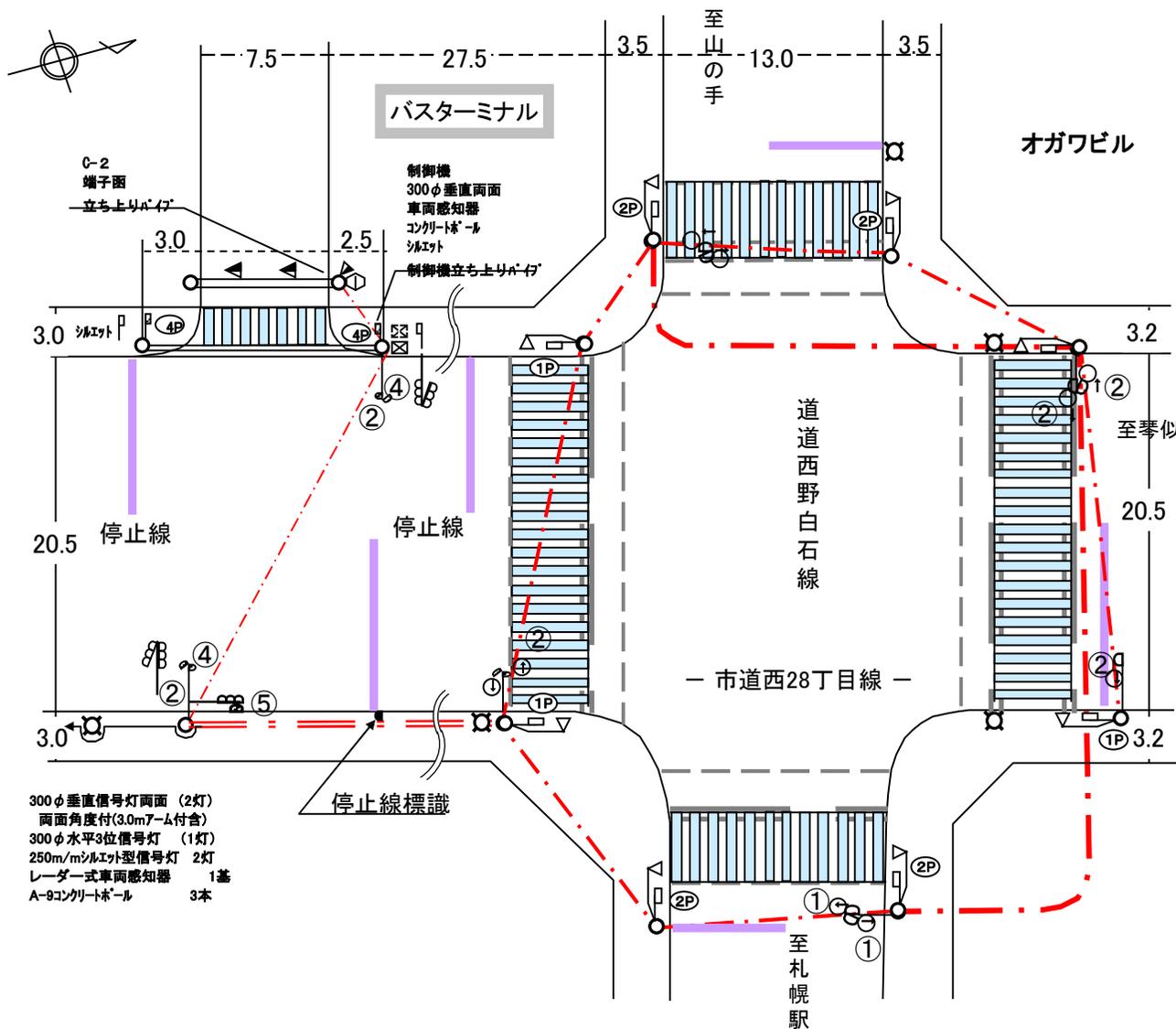


掘削断面図 1/20

車道線

西28丁目委任信号機

札幌市中央区北5条西28丁目



1	委任信号機制御機	1基
2	車両感知器	1基
3	300φ垂直3位信号灯 (両面取付金具、2.5mアーム付)	2灯
4	300φ垂直3位信号灯 (、2.5mアーム付)	1灯
5	250m/mシルエット型信号灯	2灯
6	端子函	1個
7	制御機立上りパイプ	1式
8	感知器立上りパイプ	1式

- 300φ垂直信号灯両面 (2灯)
両面角度付(3.0mアーム付)
- 300φ水平3位信号灯 (1灯)
- 250m/mシルエット型信号灯 2灯
- レーダー式車両感知器 1基
- A-9コンクリートポール 3本

停止線標識

業務完了届

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男 様

住 所
受託者商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局